

厚木消防署本署庁舎の再整備について

1 再整備の必要性

現在の庁舎は、昭和47年に竣工し、築50年以上経過しており、市内の消防署所において、最も古い消防庁舎です。

近年は、老朽化による経年劣化が進んでいるほか、車庫の狭あい化や出動動線等の機能面に課題があり、迅速かつ効率的な出動体制が確保できていない状況です。

また、近年は、災害が全国的に頻発化・激甚化しており、近い将来、発生が危惧されている大規模地震などを考慮すると、市民の安心・安全の要となる本市の消防・防災拠点である消防庁舎の再整備は喫緊の課題となっています。

2 現厚木消防署本署庁舎の概要

昭和47年7月に供用開始した厚木消防署本署庁舎は、消防本部5係及び厚木消防署として、第一警備隊、第二警備隊が配置されていました。

現在は、複雑多様化する各種災害や高齢化の進展等による救急需要の増加など、消防を取り巻く環境の変化に伴い、救急隊の増隊や特殊車両の配置など、時代の変遷とともに、消防体制も大きく変化しました。

このような状況の中、本市の総合的な災害対応力の更なる強化を図るため、消防総務課、警防課、指令課、予防課及び救急救命課の消防本部機能は、令和9年度に図書館、(仮称)未来館、市庁舎等で構成する複合施設(以下「複合施設」という。)へ移転することが決定しています。

所在地	厚木市寿町3丁目4番10号	
敷地面積	2248.23 m ²	
竣工年月日	昭和47年7月1日	
建築概要	本署庁舎 RC造3階建て 延床面積 2070.18 m ²	1階 車庫、待機室、管理課等 2階 本部執務室、指令センター 災害対策室、消防長室、仮眠室等 3階 会議室、救急救命課、仮眠室等
	自動車車庫 S造2階建て 延床面積 160.06 m ²	1階 車庫、倉庫 2階 倉庫
	訓練塔 RC造3階建て 延床面積 50.80 m ²	高さ 13.25m

3 消防本部の管轄区域及び厚木地区の災害状況

(1) 火災

消防本部の管轄区域における令和元年から令和5年までの火災発生件数は、年間平均56.4件で、約6日に1件の割合で火災が発生したことになり、令和5年中の火災は59件と横ばいの傾向にあります。

種別ごとでは、建物火災が全体の約45%~65%を占めており、また、発生原因別では、放火が最も多く、こんろ、たき火、たばこによる火災が上位を占めています。

令和5年中の厚木地区の火災の発生状況は、全地区の約8%を占めており、令和4年中は、約14%、令和3年中は、約24%となっています。

(2) 救急

救急出動件数は、令和4年に13,000件を超えて、令和5年中の出動件数は13,709件で、1日当たりの平均出動件数は37.6件で38.3分に1件出動しています。

厚木地区の救急件数は、全地区で最も多く、厚木消防署本署には、日勤救急隊も含めて、3隊の救急隊が配置されています。

(3) 救助

救助出動件数は、令和5年に200件を超え、増加傾向にあります。

事故種別ごとでは、建物等による事故が増加しており、令和5年中では全体の約50%を占めています。

令和5年中の地区別の救助件数は、南毛利地区に次いで厚木地区は2番目に多い地区となっています。

4 厚木消防署本署庁舎の課題

(1) 庁舎の老朽化

厚木消防署本署庁舎は、共用開始から52年が経過し、消防署所の中で最も古い消防庁舎です。

平成12年度には耐震補強工事を施工しているものの、天井や壁からの漏水が散見されるが、損傷個所の特定が難しく応急的な修繕で対応しています。

(2) 車庫の狭あい化

現在、厚木消防署本署庁舎には、はしご車や救助工作車等の大型車両も含め、11台が配置されていますが、車庫の狭あい化に伴い、有効な車両間隔が確保できないことから、地震の横揺れなどに対応した検討が必要です。

(3) 迅速な出動を確保した居室のレイアウトの検討

厚木消防署本署庁舎は、耐震補強工事の際、車庫へ通じる開口部に耐震補強壁が設置されたことにより、迅速な出動体制が確保されていない状況です。

また、職員の増員に伴う仮眠室の増設など、必要な改修などを行ってきましましたが、消防業務を遂行する上での執務環境を整えるための収容能力には限

界がある状況です。

5 再整備の方策について

(1) 大規模改修（増改築）について

令和6年度に実施している厚木消防署本署庁舎再整備検討支援業務委託の中間報告において、受託業者から、現庁舎の耐震補強の状況や増築期間中の消防機能の維持などの観点から現庁舎の大規模改修（増改築）は困難であるとの報告がありました。

この結果を踏まえ、厚木消防署本署庁舎は、消防力の機能維持の観点などから総合的に判断し、大規模改修（増改築）ではなく、建て替えについて検討する必要があります。

(2) 新築について

厚木消防署本署庁舎の新築については、建築場所について検討する必要があります。

ア 現状地での建て替えについて

現庁舎は、平成28年度に実施した厚木市消防本部消防力適正配置調査（以下「適正配置調査」という。）において、比較的良好な位置に配置されているという結果が示されています。しかしながら、現庁舎の一部を使用しながら建て替えを行った場合は、消防力の機能維持の観点などから難しいと考えられることから、仮庁舎での運用について検討する必要があります。

イ 新築移転について

適正配置調査において、現庁舎が比較的良好な位置に配置されているという結果が示されており、本市の中心市街地における消防力の機能維持の観点から、新築移転については、現庁舎の周辺において、適正な規模での消防用地を新たに確保する必要があります。

6 再整備の適地選定について

(1) 適正配置調査について

適正配置調査において、厚木消防署本署の位置は、旧厚木警察署の東側が適地とされており、その周囲約500メートル圏内を適地として捉えています。

令和4年度に供用を開始した南毛利分署及び相川分署についても、同様に適正な範囲で新築移転を行いました。

(2) 再整備の候補地について

厚木消防署本署の建て替え候補地については、現状地での建て替えを中心に周辺の公有地の活用も検討に加え、引き続き検討します。

7 再整備における必要な機能や諸室等の検討について

必要な機能	検討事項・必要な諸室等
(1) 災害対応に必要な機能	<p>車庫には、災害時における同時出動の観点から消防車両 11 台が、横 1 列に駐車できる状態が望ましく、また、一定の車両間隔を確保し、地震発生時の横揺れによる車両の破損を防ぐことが必要です。</p> <p>車庫、消防署対策本部室、着装室、倉庫、ボンベ庫、救急物品庫</p>
(2) 執務環境に必要な機能	<p>消防本部機能の複合施設への移転に伴い、消防署における管理部門の管理課を強化するとともに、平時や災害時とも、効率的な運用を図るため、執務環境の整備や出動動線の確保が必要です。</p> <p>管理課執務室、待機室、着装室、倉庫</p>
(3) 訓練環境に必要な機能	<p>訓練施設は、睦合分署の消防訓練場を始め、南毛利分署や相川分署に消防・救助訓練施設が存することから、新たな消防庁舎には、屋外での消防・救助訓練施設は設けず、新たに屋内訓練施設や救急救命講習、火災予防指導等、多目的に使用できる諸室を検討します。</p> <p>多目的室（屋内訓練施設兼講習室）等</p>
(4) 当直環境に必要な機能	<p>将来を見据えて、男女の比率に捉われず、かつ、プライバシー保護や感染防止の観点などから、仮眠室の個室化を検討するとともに、大規模災害時における長時間の活動に備えた厨房等の整備のほか、一定の装備品を収納できるロッカー等を設置します。</p> <p>仮眠室（個室）、厨房、食堂</p>
(5) 持続可能なインフラ機能	<p>大規模災害時に社会インフラが途絶しても消防業務を継続できるよう必要な設備等を整備します。</p> <p>また、災害時は、市災害対策本部や消防対策本部との緊密な連携を図るため、情報共有を備えた機能を確保します。</p> <p>自家発電設備、防火水槽、太陽光発電設備、マンホール型トイレ等、情報共有機能の整備</p>

8 再整備における適正な規模について

厚木市消防署本署庁舎の再整備については、車庫の狭あい化や出動動線等の課題を解消するとともに、救急救命講習や火災予防指導のための訓練施設を兼ねた多目的室や仮眠室の個室化のほか、現施設では確保されていない着室の整備、また、災害時において、複合施設内に設置される市災害対策本部や消防対策本部等との緊密な連携を図るため、情報共有を備えた機能を確保する必要があります。

あらゆる災害から市民の命と暮らしを守るため、災害活動の中心的役割を果たす消防・防災の拠点施設として、必要な機能や諸室を確保しながら、適正な規模での建て替えを行います。

